

諮 問 書

7 犬総第 1 6 9 号
令和 7 年 9 月 8 日

犬山市公文書管理審議会
会 長 青 山 正 和 様

犬山市長 原 欣 伸

犬山市公文書管理条例第 9 条第 6 項の規定に基づき、保存期間が満了した公文書を廃棄するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 諮問事項 保存期間満了を迎えた公文書（保存期間が 1 年以下のものを除く）の廃棄について